

議案第16号

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年守谷市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2松並地区整備計画区域の部複合住宅地区の項第2号中「スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設」を「ゴルフ練習場、バッティング練習場」に改め、同項第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、同部業務施設地区の項第3号中「スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設」を「ゴルフ練習場、バッティング練習場」に改め、同項第5号中「又は観覧場」の次に「のうち客席部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの」を加え、同項第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年3月3日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
16号	1

提案理由（議案第16号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成26年12月11日に松並地区計画の都市計画を変更したことから、この変更内容を条例においても変更するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
16号	2

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改 正			現 行		
別表第2 (第4条関係) 建築物の用途の制限			別表第2 (第4条関係) 建築物の用途の制限		
(あ)	(い)	(う)	(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築してはならない建築物	区域	地区	建築してはならない建築物
松並地区 整備計画 区域	複合住宅 地区	1 (略) 2 ボーリング場, ゴルフ練習場, バ ッティング練習場 3から5まで (略) (削除) 6 (略) (削除) 7 (略)	松並地区 整備計画 区域	複合住宅 地区	1 (略) 2 ボーリング場, スケート場, 水泳 場その他これらに類する運動施設 3から5まで (略) 6 公衆浴場 7 (略) 8 単独の自動車車庫 9 (略)
	業務施設 地区	1及び2 (略) 3 ボーリング場, ゴルフ練習場, バ ッティング練習場 4 (略) 5 劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場		業務施設 地区	1及び2 (略) 3 ボーリング場, スケート場, 水泳 場その他これらに類する運動施設 4 (略) 5 劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場

	<p>のうち客席部分の床面積の合計が1 0,000㎡を超えるもの</p> <p>6から8まで (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p>		<p>6から8まで (略)</p> <p><u>9</u> 病院</p> <p><u>10</u> 公衆浴場</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p>